議案第58号

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例

つくば市印鑑条例（平成２年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第３項中「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カード（以下「特定在留カード」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

第15条の２中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち」に改める。

第18条第１項の表印鑑登録証交付手数料の項及び印鑑登録証再交付手数料の項中「200円」を「300円」に改め、同表印鑑登録証明書交付手数料の項中「200円」を「300円」に、「150円」を「100円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第１項の表の改正規定は、令和９年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第18条第１項の表の規定は、令和９年７月１日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

窓口交付の受益者負担の適正化を図るとともに、コンビニ交付への移行を促進し、証明書交付全体の手数料を改正するほか、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第58号資料

つくば市印鑑条例（平成２年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第１３条　（略）	第１条―第１３条　（略）
（印鑑登録証明書の交付申請）	（印鑑登録証明書の交付申請）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第１項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カード（以下「特定在留カード」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第３条第７項の規定により同条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、当市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって印鑑登録証明書の交付申請に用いるものに、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付申請をする場合は、印鑑登録証の添付を要しない。	３　第１項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第３条第７項の規定により同条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、当市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって印鑑登録証明書の交付申請に用いるものに、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付申請をする場合は、印鑑登録証の添付を要しない。
第１５条　（略）	第１５条　（略）
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）
第１５条の２　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち公的個人認証法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているも	第１５条の２　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（公的個人認証法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているも

のに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて地方公共団体情報システム機構と契約した事業者が設置する多機能端末機（本市の電子計算機器と電子通信回線で接続されたものに限る。以下「多機能端末機」という。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第１６条・第１７条　（略）

（手数料等）

第１８条　第７条の規定による印鑑登録証の交付を受ける者、第９条第２項の規定による印鑑登録証の再交付を受ける者又は第15条第１項若しくは第15条の２の規定による印鑑登録証明書の交付を受ける者は、次の表の手数料を交付の際（第14条第２項に規定する場合にあっては、申請の際）に納付しなければならない。

手数料	金額
印鑑登録証交付手数料	１件につき300円
印鑑登録証再交付手数料	１件につき300円
印鑑登録証明書交付手数料	１件につき300円。ただし、多機能端末機による交付にあっては、１件につき100円

２・３　（略）

第１９条　（以下略）

のに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて地方公共団体情報システム機構と契約した事業者が設置する多機能端末機（本市の電子計算機器と電子通信回線で接続されたものに限る。以下「多機能端末機」という。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第１６条　（以下略）

（手数料等）

第１８条　第７条の規定による印鑑登録証の交付を受ける者、第９条第２項の規定による印鑑登録証の再交付を受ける者又は第15条第１項若しくは第15条の２の規定による印鑑登録証明書の交付を受ける者は、次の表の手数料を交付の際（第14条第２項に規定する場合にあっては、申請の際）に納付しなければならない。

手数料	金額
印鑑登録証交付手数料	１件につき200円
印鑑登録証再交付手数料	１件につき200円
印鑑登録証明書交付手数料	１件につき200円。ただし、多機能端末機による交付にあっては、１件につき150円

２・３　（略）

第１９条　（以下略）

議案第 58 号

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市市民部市民窓口課

○　制定・改廃の経緯及び内容

長年据え置いてきた手数料について、交付に要する経費や県内自治体の料金水準等を踏まえ、受益者負担の適正化及びコンビニ交付の利用促進を図るため、条例を改正するものである。また、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定在留カードに対応する必要があるため、所要の改正を行う。

主な改正内容として、印鑑登録証の交付手数料を 200 円から 300 円に改定する。印鑑登録証明書の交付手数料を窓口交付では 200 円から 300 円に、コンビニ交付では 150 円から 100 円に改定する。また、印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードに加え、特定在留カード等を利用できるよう、関係規定を整備する。

○　他自治体の状況等

住民票の写し等の窓口交付手数料について、牛久市が 300 円、土浦市が 350 円としている。また、守谷市では令和８年 11 月から窓口交付を 500 円、コンビニ交付を 100 円に改定する予定である。

つくばみらい市では、令和８年６月に特定在留カード等に対応するため６月議会で改正を実施している。

○　上位計画又は関連計画等

特になし。

○　根拠法令及び関係法令等

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 59 号）第１条、第２条、第３条（令和６年６月 21 日公布・令和８年６月 14 日施行）

○　条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

証明書の交付に係る受益者負担の適正化を図るとともに、コンビニ交付の利用を促進することで、窓口の混雑緩和及び事務負担の軽減が期待できる。

また、特定在留カード等を本人確認書類に追加することで、市民の利便性の向上が図られる。